

令和3年度 碧南市スポーツ課事業計画

第1 基 本 方 針

本市の社会体育振興の基本は、第6次碧南市総合計画(2020ー2030)のキャッチフレーズである「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」にふさわしい元気あふれる健康都市を築きあげることにある。具体的には平成26年度に策定したスポーツ推進計画(2015ー2024)、また令和元年度に行った中間見直しの内容に沿って、市民の誰もが気軽に集い、楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目標とする。

市民の要望に応じた身近な施設の整備と、主体的、継続的にスポーツに親しみながら意識的な健康づくりに取り組めるように情報の提供とスポーツ推進体制の充実に努める。

第2 施 策

市民一人ひとりが心身ともに健康で潤いのある日常生活を送るため、生涯スポーツ、競技スポーツ及びレクリエーションの普及・振興に努め、スポーツ活動の日常化を図るため以下の事業を開催し、碧南市スポーツ推進計画を推進する。

..... 碧南市スポーツ推進計画のスローガン

スポーツで 元気をつくる 健康都市 へきなん

～ 目指そう週一回 スポーツ実施率60% ～

「元気ッス!運動」の推進

1 「する」元気ッス! ～スポーツをすることで、からだを元気にしましょう。～

(1) スポーツをする機会の創出

いつでもだれでも気軽に各自の興味・関心や年齢・体力・技術に応じて継続的にスポーツに親しむことができるように努める。

ア チャレンジデー2021へ参加する。(10回目の参加)

令和3年10月27日(水) 0時～21時 この間に15分以上運動した人の人口に対する参加率を競う。

碧南市の過去の成績：H28 74.1%、H29 94.6%、H30 81.9%、R1 83.8%、R02 中止

イ 中学生期のスポーツ活動充実のため、部活動支援事業を実施する。

ウ 自宅でできる簡単な運動など、誰でも気軽に実施できる運動をホームページなどを通じて発信する。

(2) スポーツイベントや大会の開催によるスポーツ人口の拡大

スポーツ人口の増加につながるよう幅広い層の市民が参加できる大会を開催する。

＜碧南市、碧南市教育委員会主催（共催）行事＞

No.	行 事 名	期 日	会 場
1	第1・2回PROTOSTARS CUP	4月3・4日	碧南緑地ビーチコート
2	第3・4回PROTOSTARS CUP	5月1・2日	碧南緑地ビーチコート
3	春季市民囲碁大会	5月23日 中止※	文化会館
4	市民体力テスト	6月20日	臨海体育館
5	第44回市民バドミントン選手権大会	6月26日	臨海体育館
6	新体操競技会	6月27日	臨海体育館
7	第16回らくらくソフトボール大会	7月上旬～	玉津浦グラウンド
8	第47回市長杯争奪家庭婦人バレーボール大会	7月4日	東部市民プラザ
9	第69回中日杯争奪西三河優勝卓球大会	8月1日	臨海体育館
10	大型ヨット体験乗船	8月1日	新川港
11	第28回碧南市秋季市民インディアカ大会	8月1日	南部市民プラザ
12	第10回やろまいペタボード大会	8月28日	臨海体育館
13	令和3年度秋季市民スポーツ大会（16種目）	9月～	臨海体育館等
14	碧南市長杯ビーチサッカー大会	9月5日	碧南緑地ビーチコート
15	障害者グラウンド・ゴルフ大会	10月2日	臨海公園ドーム
16	チャレンジデー2021	10月27日	市内一円
17	秋季市民囲碁大会	11月21日	文化会館
18	新体操発表会	11月23日	臨海体育館
19	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」	10月～11月	市内小学校
20	トヨタ自動車ビーチバレーボール部選手によるビーチバレーボール教室（中学生対象）	12月4日	トヨタ自動車衣浦工場内 屋内BVコート
21	第56回へきなんマラソン	12月19日	臨海公園周辺
22	第18回ディスクドッジ大会inへきなん	未定	臨海体育館
23	トヨタ自動車野球部選手による野球教室（小学生対象）	1月下旬	臨海公園グラウンド
24	市民スキー教室	1月下旬～2月上旬	木曽福島スキー場（予定）
25	第63回碧南市卓球選手権大会	1月30日	南部市民プラザ
26	第49回碧南市駅伝大会・碧南小学生駅伝2022	3月6日	市内一円

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

(3) スポーツや健康の情報提供による市民の意識改革

広報やホームページの充実に努め、多様な情報媒体の活用により、市民が身近でスポーツ活動の情報が得られるような環境を整備する。

また、企業等と連携を図り、東京2020オリンピック・パラリンピックを意識した事業の展開を推進する。

2 「観る」元気ッス！ ～スポーツを観ることで、心を元気にしましょう。～

(1) スポーツ観戦による精神的高揚と技術的向上

全国大会や企業クラブチームによる試合などのより高い技術のスポーツを観戦できる機会の増加に努める。

No.	行 事 名	期 日	会 場
1	第16回全国女子軟式野球選抜交流碧南大会	5月3, 4日 中止(※1)	臨海・玉津浦 グラウンド
2	全国中学生B V (※2) 選手権大会	8月21, 22日	碧南緑地ビーチコート
3	ジャパンB V (※2) ツアー2021サテライト 碧南大会	10月2, 3日	碧南緑地ビーチコート
4	HEKINANカップ (B S (※3)) 2021	10月23, 24日	碧南緑地ビーチコート
5	全日本B H (※4) 選手権大会	10月30, 31日	碧南緑地ビーチコート
6	B 3 リーグバスケットボール碧南大会	1月22, 23日	臨海体育館
7	V 3 リーグ碧南大会	1月29, 30日	臨海体育館
8	V 3 リーグ碧南大会	3月12, 13日	臨海体育館

(※1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

(※2、3、4) B V＝ビーチバレーボール、B S＝ビーチサッカー、B H＝ビーチハンドボール

(2) スポーツ観戦への参加促進と家族での観戦機会の創出

碧南市ゆかりの選手出場の大会情報の発信、スポーツ観戦ができる環境づくりに努める。

3 「学ぶ」元気ッス！ ～スポーツの基礎を学んで、頭脳を元気にしましょう。～

(1) 健康づくり講座やスポーツ教室等の開催による健康運動の推進

初心者向けの各種スポーツ教室・講座を開催しスポーツ人口の拡大を図る。

ア スポーツ教室

初心者や運動に親しんでいない人が手軽に参加できる教室を開催する。

	教室名	回数	場所	曜日	時間	対象	人数
昼 間	卓 球	前期・後期 各10回	臨海体育館	水	9:30～ 11:30	15歳以上 (中学生を除く)	30名
	バドミントン	前期・後期 各10回	臨海体育館	火	9:30～ 11:30	15歳以上 (中学生を除く)	30名
	水中 ウォーキング	前期・後期 各10回	水上 スポーツセンター	火	13:30～ 14:30	30歳以上	20名
	親子体操&ママエ アロ (水曜)	前期・後期 各15回	臨海体育館	水	10:00～ 11:30	就園前の子と 保護者	20組
	親子体操&ママエ アロ (金曜)	前期・後期 各15回	東部 市民プラザ	金	10:00～ 11:30	就園前の子と 保護者	20組
	ヨガ	前期・後期 各10回	農業者 コミュニティーセンター	土	9:30～ 10:45	小学生以上	20名
夜 間	太 極 拳	前期・後期 各10回	南部 市民プラザ	金	19:30～ 21:00	中学生以上	30名
	バドミントン	前期・後期 各10回	臨海体育館	木	19:00～ 21:00	中学生以上	30名
	テニス	前期・後期 各10回	臨海テニスコート	水	19:30～ 21:00	15歳以上 (中学生を除く)	35名
	ソフト バレーボール	前期・後期 各10回	南部 市民プラザ	水	19:00～ 21:00	小学生以上	40名

子 ど も	バスケット ボール	前期・後期 各15回	新川小学校 体育館	土	18:00～ 20:00	小学生	50名
	ジュニア ソフトテニス	前期・後期 各15回	臨海テニスコート	火木	19:00～ 21:00	小学4～6年生	40名
	ラクロス	前期・後期 各15回	臨海公園ドーム	月	18:30～ 20:00	小学生	20名
	空 手	前期・後期 各15回	臨海体育館	土	18:30～ 20:00	年長、小中学生	30名
	剣 道	前期・後期 各15回	臨海体育館	金	19:00～ 20:30	小中学生	30名
	柔 道	前期・後期 各15回	臨海体育館	金	19:30～ 21:00	年長・小中学生	45名
	水 泳	前期・後期 各15回	コパンスポーツ クラブ碧南	土	17:15～ 18:15	小学生	30名
	新 体 操	前期・後期 各15回	臨海体育館	金	18:00～ 19:00	年中、年長、 小学生	30名
	卓 球	前期・後期 各15回	臨海体育館	水	19:00～ 21:00	小学4年生～中学生	30名
	キッズ！ ニュースポーツ	前期・後期 各10回	中央小学校 体育館他	土	9:00～ 11:00	小学2～4年生	25名
	陸上スポーツ	前期・後期 各15回	2号地多目的 グラウンド他	土	9:30～ 11:30	小学2～3年生	30名
		前期・後期 各15回				小学4～6年生	30名
	ヨット	前期のみ 10回	新川港	※	9:00～ 12:00	小中学生	30名

※7月中の学校の休みの日

イ トレーニング講習会の実施

トレーニング室（臨海体育館内）利用にあたり、利用上の安全及びトレーニング効果をより高めるために講習会を実施し、自己管理による健康の保持増進に努める。

[開講日] 水曜日もしくは木曜日（午後7時～8時）：2回／月

土曜日もしくは日曜日（午前9時～10時）：1回／月

[指導者] スポーツ課職員1名

[内 容] トレーニング方法及び器具取り扱い説明

(2) 指導者の資質向上をめざした講習会・研修会の開催

指導者のレベルアップを図るため、企業チームや各種競技協会等とも連携を図りながら様々な技術・知識習得をテーマとした講習会を実施する。また、スポーツ医科学など、指導者として身につけるべき様々な内容を習得できる機会の創出に努める。

(3) スポーツ推進委員の充足と活動機会の増加

各種研修会に参加し、スポーツ振興者、コーディネーターとして資質の向上を図る。また、地域におけるスポーツ活動の普及・振興を図る。

4 「極める」元気ッス！ ～技術や指導方法を極めて、みんなで元気になりましょう。～

(1) 市独自のスポーツ選手の育成と支援

ア スポーツ選手強化事業（碧南市スポーツ協会委託）を行い、競技力向上を図る。

イ 各競技団体において、主にジュニア層（小・中・高校生）を対象とした強化練習会や記録会の実施を支援する。

ウ スポーツ少年団加入団体への練習場所が確保できる体制を整える。

エ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック、2026年のアジア大会を意識したスポーツ選手への支援を実施する。

(2) 市独自のスポーツ指導者の育成と支援

ア 各スポーツ団体等で実施する指導者講習会を支援し、参加を促進する。

イ 市独自の公認スポーツ指導者認定制度の整備に向け調査研究する。

(3) 全国大会等への出場に対する奨励金制度の充実

競技力の向上及び普及を図るため、全国大会等へ出場する選手に奨励金を支給する。

（東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を念頭に置き、支給額を増額（2021年までの時限措置））

5 「支える」元気ッス！ ～スポーツの環境を整え、地域で支えて元気になりましょう。～

〔もので支える〕

(1) 日常的な健康づくりやスポーツ活動のための身近な施設の効果的な整備

新たなスポーツの掘り起こしによるスポーツ機会の創出と、スポーツ活動の機会を確保できるよう既存施設の計画的な修繕による長寿命化を図る。また、将来的なスポーツ施設整備のための財源確保及びスポーツ振興基金の設置を検討する。

(2) 公共スポーツ施設や学校体育施設の効率的活用

グラウンド・体育館等の学校体育施設を開放し、スポーツの普及・振興を図るとともに生涯スポーツ推進の基盤とする。

ア 学校施設開放 <開放校> 小学校 7 校、中学校 5 校、高校 2 校

(小学校)

開放校	開放日時	開放施設
新川小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館
	月～日曜の夜間（19～22 時）	体育館
中央小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館
	火～日曜の夜間（19～22 時）	体育館
大浜小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館

	月～日曜の夜間（19～22 時）	体育館
棚尾小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館
	月～日曜の夜間（19～22 時）	体育館
日進小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館
	火～日曜の夜間（19～22 時）	体育館
鷺塚小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館
	火～日曜の夜間（19～22 時）	体育館
西端小学校	土・日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド、体育館
	金曜の夜間（19～22 時）	体育館

（中学校）

開放校	開放日時	開放施設
新川中学校	日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド（不定期）
	月～日曜の夜間（19～22 時）	体育館、卓球場、武道場 グラウンド、テニスコート
中央中学校	日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド（不定期）
	火～日曜の夜間（19～22 時）	体育館、武道場 グラウンド、テニスコート
南中学校	日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド（不定期）
	月～日曜の夜間（19～22 時）	体育館、卓球場、武道場
東中学校	日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド（不定期）
	火～日曜の夜間（19～22 時）	体育館、卓球場、武道場 グラウンド、テニスコート
西端中学校	日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド（不定期）
	火～日曜の夜間（19～22 時）	体育館、卓球場 グラウンド

（高 校）

開放校	開放日時	開放施設
碧南高校	毎月第 1 日曜日（9～12 時、13～17 時）	グラウンド
碧南工業高校	日曜の昼間（9～12 時、13～17 時）	グラウンド（不定期）

【ひとで支える】

（3）子どもたちが将来の指導者となる好循環の形成

次代を担う指導者として、幼少期・小中学生期に指導をうけた子どもたちが将来的に指導者として帰ってくる好循環の形成に努める。

(4) 既存スポーツ・レクリエーション団体の充実と自主活動の推進

市内で活動するスポーツ・レクリエーション団体の主体的な活動を支援し、補助金を交付する。

碧南市スポーツ協会 運営補助金	1, 800, 000円
へきなん総合型スポーツクラブ	2, 100, 000円
(内訳) クラブ運営補助金	1, 600, 000円
全国スラックラインクラス別大会	200, 000円
スケートボード大会	200, 000円
ダンスコンテスト	100, 000円
碧南市スポーツ少年団 運営補助金	270, 000円
碧南市レクリエーション協会	743, 000円
(内訳) 協会運営補助金	243, 000円
スポーツ・レクリエーション指導者養成講座	500, 000円

(5) 総合型地域スポーツクラブの育成と周知

活動内容を広く市民に周知し、会員数の増加とクラブの安定的運営のため多様なスポーツ教室の活動を支援する。

(6) 障害者・高齢者のスポーツ機会の創出

各種スポーツ団体、総合型スポーツクラブなどの支援・協力により、高齢者の健康寿命の延伸、パラスポーツへの理解に努める。

(7) スポーツ交流の推進

ア 市内地域間の積極的交流

スポーツを通じた地域交流や世代間交流を促進する。

イ 市外の自治体・団体との積極的交流

市外のスポーツ団体や自治体との広域的なスポーツ交流を推進する。

ウ 海外の都市やスポーツ団体との積極的交流（※令和3年度は中止）

スポーツ振興及び国際的相互理解を深める少年スポーツ海外派遣を支援する。

○スポーツ基本法(抜粋)

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○碧南市スポーツ推進審議会条例

〔平成元年12月26日〕
〔条 例 第 7 4 号〕

改正 平成23年12月26日 条例第22号

碧南市スポーツ振興審議会に関する条例（昭和37年碧南市条例第40号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、碧南市スポーツ推進審議会の設置、委員の定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。
（設置）

第2条 碧南市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により任命された碧南市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、碧南市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第4条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。